

処分基準（公表用）

様式第 4 号
所管課 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律		法令番号	昭和 3 5 年第 1 4 5 号				
手続名	専門医療機関連携薬局の認定の取消		根拠条項	第 7 5 条第 5 項				
処分基準	<p>専門医療機関連携薬局の開設者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、専門医療機関連携薬局の認定を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 専門医療機関連携薬局が、第 6 条の 3 第 1 項各号に掲げる要件を欠くに至つたとき。 二 専門医療機関連携薬局の開設者が、第 6 条の 3 第 3 項の規定に違反したとき。 三 専門医療機関連携薬局の開設者が、第 6 条の 4 第 1 項の規定又は同条第 2 項において準用する第 5 条(第 3 号に係る部分に限る。)の規定に該当するに至つたとき。 四 専門医療機関連携薬局の開設者が、第 7 2 条第 5 項又は第 7 2 条の 2 第 3 項の規定に基づく命令に違反したとき。 							
対応区分	2	聴聞の実施 弁明の機会の付与	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	目次	3 8